

福井県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した同条第1項の規定による監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月27日

福井県監査委員	兼井 大
同	山浦 光一郎
同	江川 権一
同	伊藤 和弘

第1 随時監査の趣旨

県の機関における財務に関する事務の執行について、不適正な事務処理防止の観点から補助金の執行状況を確認する必要があるため、定期監査とは別に、「福井県監査委員監査基準」に準拠し、随時監査を実施した。

第2 監査の対象

嶺南振興局（二州）が若狭町、敦賀市および美浜町に交付した多面的機能支払交付金のうち、平成30年度から令和4年度に交付したものを対象とした。

第3 監査の着眼点

- 1 補助金交付要綱、交付要領、交付事務マニュアル等の規程は適正に整備されているか。
- 2 補助金交付の事務手続（額の確定に係る検査等）は適正に行われているか。
- 3 同様の不適正事案が再発しないよう、県として適切な措置を講じているか。

第4 監査の実施方法

監査は、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が書面により実施した。

なお、事務局職員による調査は、嶺南振興局（二州）に加え、農村振興課、若狭町および若狭町農地水広域協定の立会いを求めて実施した。

第5 随時監査の結果等

1 実施状況

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 対象機関 | 嶺南振興局（二州） |
| (2) 実施年月日 | 令和5年5月31日
(事務局職員による調査 令和5年5月10日) |

2 結果

嶺南振興局（二州）における若狭町、敦賀市および美浜町に対する多面的機能支払交付金の交付事務については、補助金交付要綱、交付事務マニュアル等の規程は適正に整備されており、支払および検査事務についても、同規程に基づき適正に行われていた。

3 検討事項

若狭町を通じて若狭町農地水広域協定に交付した多面的機能支払交付金について、同協定を構成する活動組織の一部で不適正経理が行われていたことは誠に遺憾である。

本交付金を所管する農村振興課は、各市町におけるチェック体制の点検を行うとともに、各活動組織の実施状況報告を確認する際は、これまで以上に厳格に審査を行うよう市町を指導するなど、より実効性のある再発防止策を講じられたい。